

民間資金等活用事業推進委員会
第35回計画部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第35回計画部会
議事次第

令和6年3月12日（火）14:00～16:00
中央合同庁舎第8号館5階共用会議室C（オンライン併用）

1 開会

2 議事

- （1）PPP/PFI 推進アクションプラン（令和5年改定版）のフォローアップについて
- （2）PPP/PFI 推進アクションプラン（令和6年改定版）の方向性について

3 閉会

<配布資料>

- 資料1 PPP/PFI 推進アクションプラン（令和5年改定版）フォローアップ
- 資料2 PPP/PFI 推進アクションプラン（令和6年改定版）の方向性（案）
- 参考資料1 PPP/PFI 事業の実施状況に関する参考資料
- 参考資料2 PPP/PFI 推進アクションプラン（令和5年改定版）に掲げる具体的取組の進捗状況
- 参考資料3 PPP/PFI 推進アクションプラン（令和5年改定版）に掲げる具体的取組の進捗状況（重点分野）
- 参考資料4 PFI のガイドライン等における物価変動に関する記載
- 参考資料5 PPP/PFI 事業における物価変動の影響への対応について（通知）
- 参考資料6 計画部会構成員名簿
- 参考資料7 PFI の推進体制

○大塚参事官 定刻になりましたので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会第35回計画部会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日進行を務めます、PFI推進室参事官の大塚でございます。

本日は、構成員12名のうち、8名の委員・専門委員の皆様にご出席をいただいております。民間資金等活用事業推進委員会令に規定されています定足数である過半数に達しており、部会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

開会に当たりまして、PFI推進室長・審議官の笠尾より、御挨拶申し上げます。

○笠尾審議官 PFI推進室長をしております、笠尾と申します。よろしくお願ひいたします。

山口部会長をはじめ、委員・専門委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席いただきまして、ありがとうございます。また、昨年6月、アクションプランを改定いたしました。その際にも活発に御議論いただいたところでございます。この点に関しても、改めて御礼申し上げます。

本日でございますけれども、昨年改定いたしましたアクションプランに基づきまして、各府省庁で連携して様々な取組を進めております。そのフォローアップについて御説明させていただきたいということが、1点であります。もう一つは、今年もアクションプランの改定を検討しております。その改定内容の方向性につきまして御説明いたしますので、またその点につきましても御議論いただければと思っております。

官民連携に係る施策がより実効的なものとなりますよう、活発な御議論をお願いいたします。私の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○大塚参事官 ありがとうございます。

配付資料の確認をさせていただきます。お手元に既にお配りしていることと思っておりますが、資料1、資料2、参考資料1～7がございます。オンライン参加の委員・専門委員の皆様方にも、事前にメールにて送付しております。不足等がございましたら、事務局までお声がけいただければと思っております。

また、今回は、対面参加とウェブ参加を併用しております。会議室での参加の皆様も、オンラインで参加の皆様も、発言の前にはお名前をおっしゃっていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、今回につきましても、マスコミの皆様に対しても全ての時間帯で公開で傍聴していただけるようにしてございます。傍聴されている方々からの御意見、御質問につきましては、会議終了後、事務局宛てに御連絡いただければと思っております。

それでは、以後の議事につきまして、山口部会長に進めていただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

○山口部会長 計画部会長を仰せつかっております、山口と申します。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、早速、本日の議事に入ります。議事（１）及び議事（２）について、事務局から御説明いただいた後、まとめて、御意見、御質問等をいただきます。

それでは、議事（１）より議事（２）について、まとめて事務局から御説明をお願いいたします。

○茨木企画官 PFI室の茨木でございます。

それでは、資料１「PPP/PFI推進アクションプラン（令和５年改訂版）フォローアップ」について、御説明いたします。

１ページにありますとおり、「Ⅰ．主要指標」、「Ⅱ．令和５年度の主な取組」、「Ⅲ．重点分野の進捗状況」について、順次、御説明いたします。

まず、２ページに示す「Ⅰ．主要指標」について、御説明いたします。

３ページを御覧ください。令和４年度のPPP/PFI事業規模実績は、表の下に記載のとおり、３．９兆円でした。令和１３年度までの１０年で３０兆円を目指す目標とするアクションプランの１年目としては比較的順調な事業規模と言えますが、右側の棒グラフの一番右にありますとおり、１０００億円以上の大規模事業の契約件数が４件で計約１兆円あり、事業規模を押し上げる要因となっておりますので、楽観視はできないと考えております。なお、類型Ⅰの公共施設等運営事業、いわゆるコンセッションの契約件数は、４件で０．３兆円であり、引き続き案件形成の推進が必要と考えています。

次に、４ページから６ページは、PFI事業数及び契約金額の推移を示しています。まず、４ページに示すとおり、令和４年度に実施方針を公表したPFI事業数は６９件、平成１１年度から令和４年度までの累計は１、００４件となりました。なお、地方公共団体の種別・規模別の内訳は参考資料１に記載をしております。今、画面に参考資料１が投影されておりますが、例えば、参考資料１の６ページに示すように、人口２０万人未満の市区町村における令和４年度のPFI事業数は２９件、全体の６９件の４割強を占めております。人口２０万人未満の団体におけるPFI事業数も増加傾向にあると言えます。

次に、５ページを御覧ください。これは、契約金額を示しております。令和４年度のPFI事業の契約金額は約７０００億円、平成１１年度から令和４年度までの累計は約８兆７０００億円となりました。ここで、１点、御留意いただきたい点がございます。この契約金額は、令和４年度に契約した案件の金額を捉えて集計しているものでありまして、その前の４ページにある事業件数は実施方針を策定した時点で集計しているものでございますので、集計の時点が異なっております。例えば、４ページの事業件数において令和３年度に実施方針を公表したものが次の契約金額のところでは令和４年度で集計されているといった時間のずれがございまして、その点、御留意いただければと存じます。

次に、６ページでございます。令和４年度に実施方針を公表したPFI事業のうち、いわゆるコンセッション方式の活用を前提とした事業数は、令和４年度は１件でございました。

平成11年度から令和4年度までに実施方針を公表した累計のPFI事業のうち、コンセッション事業は48件となっております。

7ページは、コンセッションの累計48件の内訳を年度ごとに示しているものでございます。

次に、8ページを御覧ください。地方公共団体が実施するPFI事業は、平成24年度末と令和4年度末との比較で、件数は346件から848件に増加、実施団体は189団体から399団体となっており、どちらも10年間で着実に増加しています。ただし、人口20万人未満の団体、合計1,609団体のうち、PFI実施団体は2割弱の270団体でございまして、小規模な自治体におけるPFI実施に資するさらなる支援が必要と考えてございます。

次に、9ページを御覧ください。PFIを通じた地域経済社会の活性化に向けては、地域企業の参画も重要な観点でございます。令和4年度に契約締結されたPFIの41事業のうち、地域企業が参画している事業は39件で95%、地域企業が代表企業として参画している事業は23件で56%であり、地域企業の参加は一定程度進んでいる状況です。

次に、10ページを御覧ください。アクションプランにおきまして、令和8年度までに、地域プラットフォームの全都道府県への展開を図ることとしています。令和6年2月末時点では、設置済みが38都府県、未設置が9道県であり、地域プラットフォームの設置率は80.9%です。令和5年度には、栃木県と新潟県で、地域プラットフォームが新たに設置をされました。未設置のところにつきましては、内閣府として、引き続き、設置していただけるよう働きかけや支援をまいりたいと考えています。

次に、11ページを御覧ください。内閣府及び国土交通省では、PPP/PFI地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援しています。通称「協定プラットフォーム」と呼んでいます。協定プラットフォームは、32団体あり、そのうち、令和4年度実績で、30団体で約9割が講習会や官民対話などの取組を実施しており、20団体で約6割が官民対話などの具体的な案件形成に関する取組を実施しています。地域プラットフォームを形成した年度には、主に講習会を開催して機運の醸成を図るといった取組があり、また、翌年度以降には、官民対話を実施して具体的な案件形成に取り組む傾向にあります。一方、直近3か年連続で継続的・安定的に官民対話を実施した団体は13団体で40.6%にとどまっており、継続的・安定的な官民対話により案件形成を行っていくことが課題となっております。

次に、12ページを御覧ください。優先的検討規程の策定と運用の状況を示しています。まず、策定状況について、アクションプランに基づき、人口20万人以上の団体に対して、速やかな規程の策定を要請しているところであり、令和4年度末時点で、77.7%の策定率となっております。また、人口10万人以上20万人未満の団体に対しては、令和5年度までの規程の策定を要請しており、28.2%の策定率です。次に、運用状況ですが、アクションプランにおきまして、規程に基づく検討を実施した団体数を令和6年度までに334団体とする目標を掲げており、令和4年度末で183団体が検討を実施しています。このような状況に鑑みまして、昨年9月から12月にかけて、人口10万人以上の地区のうち、規程

未策定で策定作業に着手をしていない団体または策定意向のない団体、計59団体全てに対して、個別対話を通じて規程の必要性を説明いたしました。その結果、14団体において、今年度または来年度中に規程を策定する意向を示していただきました。引き続き、規程未策定の団体に対しては、個別対話などを通じて規程の策定を要請してまいりたいと考えています。

次に、13ページを御覧ください。内閣府のPPP/PFI専門家派遣制度につきまして、平成23年度の制度運用開始以降、令和6年1月末現在で、延べ476件の専門家派遣を実施しています。特に、令和3年度以降は、相談件数が急増しており、PPP/PFIに対するニーズが伺えます。また、アンケートの有効回答数は限られているものの、派遣を受けた団体の約9割以上から、「質疑は的確・適切であった」、「必要な情報が得られた」との評価を得ており、引き続き効果的な専門家派遣を実施していきたいと考えています。

続いて、14ページから、「Ⅱ. 令和5年度の主な取組」について、報告いたします。

15ページを御覧ください。制度改善のための各種ガイドラインの改正につきまして、昨年、本部会において御議論いただきまして、令和5年6月2日のPFI推進会議で決定いたしました。

16ページから19ページにかけて、ガイドライン改正の概要を示しておりますが、説明を今回は割愛させていただきます。

次に、20ページを御覧ください。昨年4月に公表したPPP/PFI事業の多様な効果に関する事例集を拡充いたしまして、多様な効果の検討手順やローカルPFIの考え方を追加した形で、昨年9月に、手引・事例集として公表いたしました。

次に、21ページにお示ししますとおり、令和4年12月に策定・公表したスタジアム・アリーナのコンセッションのガイドラインにつきまして、アリーナの活用主体と想定されるイベント主催企業に対しまして、収益性を向上する手段についてヒアリングを行い、その内容をガイドラインに追記して、令和5年12月に、改定版を公表いたしました。

次に、22ページでございます。PPP/PFI事業の先導的な優良事例などを表彰し、推進の機運醸成を図ることを目的に、アクションプランに基づいて、内閣府特命担当大臣による表彰制度を新設いたしまして、本年1月末から今月29日まで、公募を実施しております。今後、選考委員会による審査・選考を経まして、内閣府特命担当大臣等による第1回表彰式を6月頃に開催する予定です。

23ページでございます。PPP/PFI、特に、国民一般の方々、PFI事業に関係してこなかった地方公共団体、民間事業者の方にとって、まだ認知度が高いとは言えませんので、広くPFIを知っていただくため、政府広報、寄稿、セミナーなど、積極的な広報活動を実施しています。令和5年度には、主に全国の地方紙68紙におけるPFIに関する政府広報、アクションプラン重点分野における主要プロジェクトのホームページへの公表、専門紙・業界紙、雑誌などへの寄稿、約60か所での講演など、広報活動を鋭意実施してまいりました。この資料に示す絵は、地方紙に掲載した政府広報の内容でございます。

なお、この右下に、少し小さいのですが、QRコードがございます。このQRコードから内閣府ホームページのPPP/PFIの事例紹介に飛んでいただけるようになっていて、24ページにあるようなアクションプランの重点13分野における最近の主要なプロジェクトの概要や効果をプロジェクトごとに御覧いただけるようになっております。

最後に、25ページ以降ですが、「Ⅲ. 重点分野の進捗状況」を御説明いたします。

26ページ、アクションプランでは、重点分野13分野ごとに、令和4年度からの5年間で少なくとも具体化すべき事業件数として5年件数目標を設定し、さらに令和13年度までの10年間で具体化を狙う野心的な事業件数として事業件数10年ターゲットを設定しています。2年目となる令和5年度までの進捗率としまして、5年件数目標に対しては全体で84%、10年ターゲットに対しては全体で23%となっておりますが、分野ごとに進捗のばらつきもありますので、引き続き、各分野においてしっかりとした取組を進めていくことが重要と考えています。

27ページは、令和5年度に進捗のあった重点分野における主な事業のうち、実施方針公表や事業者公募などで既に公になっているものを示しております。この図のとおり、日本全国各地でコンセッション事業やウォーターPPPなどが進捗しているところでございます。

28ページ、最後ですが、アクションプランの各重点分野におきまして、PPP/PFI推進に係る事業を円滑に進めるために必要な予算を令和6年度予算案に計上しており、特に水道・下水道などにおけるウォーターPPPに関しては、導入検討に対する定額補助を新設しております。

議題（1）、資料1に関する説明は、以上でございます。

次に、資料2でございます。引き続き、「PPP/PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）の方向性（案）」について、御説明いたします。テーマに応じて説明者が入れ替わりますが、御容赦いただければと存じます。

まず、1ページを御覧ください。アクションプランのフォローアップや現下の厳しい社会環境などを踏まえまして、アクションプラン改定の主要事業の案として、4点を挙げております。1点目ですが、分野横断型・複数施設型・広域型PPP/PFIの形成促進として、PPP/PFIのさらなる効率化や小規模自治体への支援という観点で進めていきたいと考えています。また、それに対応した民間企業の形態の多様化の検討も必要と考えています。2点目として、PPP/PFIによる地方創生の推進のため、地域プラットフォームの効果的な運用やローカルPFIの形成促進を進めてまいりたいと考えています。3点目は、PPP/PFIの活用領域の拡大をさらに進めてまいりたいと考えております。4点目として、税制や物価変動対応など、民間企業が安定的にPPP/PFI事業に取り組める環境の整備を進めてまいりたいと考えています。これらの4点について、順次、御説明いたします。

まず、1点目の分野横断型等のPPP/PFIの形成促進についてでございます。

3ページから7ページは、先般、1月31日の事業推進部会で御審議いただいた資料の

抜粋です。3ページ目を御覧ください。我が国の社会環境等を示しています。左上のグラフにあるとおり、生産年齢人口は、2020年から2030年までは平均で毎年43万人減少、2040年までの10年では86万人減少と、減少スピードが倍になると予想されています。それに伴い、税収減による財政の逼迫、働き手の減少が深刻化していくことが予想されます。他方、右上グラフのように、高度経済成長期以降に整備された膨大なインフラが老朽化することに伴い、維持・更新需要も増大していきます。このことから、今後はより少ない財源・人材でより多くのインフラを維持・更新していく必要があります。そのような中、例えば、左下の群マネのように、広域・複数・他分野のインフラを一体的にマネジメントする取組などが動き出しています。右下のPFIの実績については、分野横断型や広域型の案件が、一定数はありますけれども、まだ少ない状況です。

4ページを御覧ください。今3ページでお話をした内容を上側の図のようにまとめておりますが、膨大なインフラ更新事業に対して、行政の限られた財源・人材では公共サービス提供の限界が来ってしまうという社会課題に直面しています。この社会課題に対して、PPP/PFIにより、民間の資金、人材、ノウハウ、経営能力などを有効活用していくことで、インフラの再構築、すなわち、更新時の施設統合や運営の効率化などを効率的に進め、公共サービスの効率的かつ継続的な提供を実現するという社会変革を目指していくべきと考えています。そして、このインフラ再構築を効果的に進めるために、PPP/PFIで考慮すべき視点として、例えば、一層の財政削減や職員が不足する自治体での公共サービスの維持向上といった行政の視点に加えて、民間視点でも、そもそも担い手である地元の民間事業者をどのように維持していくのかという問題もあります。事業者が利益確保できる事業を形成し、民間参入を促進するといった点があると考えています。これらを実現するための施策の方向性として、それぞれ、類似施設・共通業務の統合、自治体間の連携、ビジネス領域・規模の拡大などが必要であり、そのような方向性を実現するためのPPP/PFIの形態として、分野横断型・複数施設型あるいは広域型が当てはまり、こうした事業をより積極的に進めていくことを考えているところです。

次に、5ページを御覧ください。このような分野横断型・複数施設型・広域型のPPP/PFIを推進していくために、先行事例の横展開を図っていきたいと考えており、その一環として、こうした型の先行事例の調査研究を行い、知見・経験を取りまとめて発信して、効果的に推進していくことを考えています。その調査研究の一環として、まず、6ページ、7ページのような類型に分類した上で、2月から、分野横断型、また、広域型について、ヒアリング調査を進めているところでございます。1月の事業推進部会においてヒアリングの着眼点等に関するアドバイスをいただきましたが、引き続き、事業推進部会で御審議いただきながら、来年度に向けて取りまとめていく予定でございます。

○松川補佐 2枚飛んで、8ページ目を御覧ください。今茨木から申し上げた分野横断型等の事業を推進するに当たっての制度的な課題として、SPC、特別目的会社というものの必要性について、検討を進めています。現状、PFI事業の公募要件としましては、その

PFI事業のみを実施するSPCの設立が要件化されることが通例だとされていますけれども、分野横断型等の事業を推進するためには、あるPFI事業の事業者が、ほかの事業、すなわち、同一や別の自治体が発注する、似たようなまたは別種の事業を実施できるようにする必要がございます。このため、その特定のPFI事業しか実施できないとされたSPCの存在がネックとなり得ると考えております。どうしてSPCが必要とされているのかということを変更して考えてみますと、表に記載していますとおり、公共視点では、構成企業が倒産してもPFI事業に影響が出ないようにするという意味での倒産隔離、また、事業者視点では、逆にPFI事業のリスクをSPCへの出資の範囲に限定するという意味での有限責任、さらに、金融視点では、PFI事業のキャッシュフローを構成企業のキャッシュフローから分離してSPCからの返済を確実にするというプロジェクトファイナンス上の必要性といったものが、それぞれ、挙げられると考えております。これまでの関係者のヒアリング等を踏まえますと、特にプロジェクトファイナンスを行う場合には、金融機関において、その事業のみを実施するSPCの設立が必要とされていることが大きなポイントなのではないかと考えています。また、ここには記載しておりませんが、SPCを設立するもう一つのメリットとして、政府としてインフラ等市場の成熟を目指している中で、特にコンセッション事業のような収益型の事業においては、SPCを設立することによりその株式流動化が可能になるといった点もございます。一方で、中央の列に記載のとおり、これらはSPCが必要な理由として十分なのかといった疑問点も挙げられているところです。そこで、右の列の整理の方針としましては、PFI事業における各主体のリスク回避や資金調達の方法として、どういう場合にどういうスキームが有効だと考えられるかを整理していきたいと考えております。

具体的には、次のページを御覧ください。9ページ目、左上の①は、通例とされているSPCを設立してプロジェクトファイナンスにより資金調達するスキームです。このSPCは、会社法上の株式会社であることが多いと承知しております。次に、右上の②は、これも比較的多くの事業で採用されておりますけれども、コンソーシアムの構成企業が、連名で、場合によってはその代表企業が単独で、地方公共団体と契約することなどにより、自ら事業を実施し、この場合はコーポレートファイナンスという形で資金調達するスキームです。例えば、プロジェクトファイナンスは、コーポレートファイナンスに比べて、事業期間に対応した長期の融資が可能であるものの、SPC設立運営のコストがかかる。一方、ここでいうコーポレートファイナンスは、事業の収入を返済原資と見込んでいるという意味ではプロジェクトファイナンス的な一面もあると聞いておりますけれども、やはり一定程度は企業の信用力に依存してくるといったように、それぞれの特性があると考えています。下の③は、2つの中間的なものでして、ほかの事業の受注を想定した新たな法人、正確な表現かは自信がないところもありますけれども、便宜上「準SPC」と呼称するものを設立しまして、やはりコーポレートファイナンスにより資金調達するというスキームで、こちらも一部の事業で採用されていると聞き及んでいます。さらに言えば、③の場合であれば、

同じコンソーシアムが、全く別種の事業、このAとBに加えて全く別種の事業Cを行うことは現実的ではないのですけれども、別のスキームとして、コンソーシアムがホールディングカンパニーのような形でプロジェクトマネジメント会社をつくり、各事業の実施に当たっては別々のSPCをつくって、そちらがプロジェクトファイナンスにより資金調達調達をするという、①と③を併せた2階建てと呼べるようなスキームも考えられるのではないかと、有識者の御意見もいただきました。この場合ですと、2階部分に当たるプロジェクトマネジメント会社をつくる分のコストがかかりますけれども、1階部分に当たるSPCには、コンソーシアムの構成企業に限られず、地域企業も含めた様々な業種の参加が可能となり、ある自治体の別々の事業CやDを実施することも可能になるのではないかと、このことをございました。このように、通例とされる①以外の方法も含めて、PFI事業における各主体のリスク回避や資金調達の方法としましては、本当に多様なスキームが考えられるということが分かっておりまして。まさに、こういった場合にどのようなスキームが有効だと考えられるかを整理して、今後、ガイドライン等でお示しすることを含めて、検討していきたいと考えております。

○鈴木企画官 内閣府の鈴木と申します。

次に、2点目のPPP/PFIによる地方創生の推進について説明いたします。

11ページを御覧ください。資料1のフォローアップでもお示ししましたとおり、地域プラットフォームの運営において、直近3か年連続で官民対話を実施した団体が約40%程度にとどまっているという現状を踏まえまして、内閣府としては、地域プラットフォームを効果的に運営し、継続的・安定的な官民対話を行うことで、具体の案件形成につなげるための各種支援を行いたいと考えております。支援メニューとしましては、例えば、地域プラットフォームの運営に力点を置いた支援の実施、令和5年度に改定した地域プラットフォーム設置・運用マニュアルに基づきまして運営方策を充実させて普及展開すること、あるいは、地域プラットフォームでのPPP/PFI事業の具体案件の検討に当たって専門家派遣制度をさらに活用することなどが考えられます。真ん中の図のように、PPP/PFIの基礎的な内容や事例紹介等の講習会によって、人材育成を促進して、知識・知見を習得するとともに、行政による積極的な情報発信によって官民対話を促進して知識・知見を活用することを繰り返すことで、地域プラットフォームを効果的に運営して具体の案件形成に寄与すると考えております。その取組内容を深化するためにも、地域プラットフォーム同士が連携することも重要だと考えておりまして、このような動きを加速させていきたいと考えております。

○阿部補佐 続いて、12ページを御覧ください。ローカルPFIを検討する観点として、昨年、ローカルPFIを掲げた際に、地域課題を解決するための事業であること、施設や分野を横断して取り組む地域経営の視点を持つ必要があること、そのために公共空間を活用した取組を進めることの重要性を御説明いたしました。また、地域課題の解決をどのように図っていくのかということについては、先ほど御説明しましたとおり、多様な効果に関し

て事例集を作成しております。地域課題を解決する際には、取組による当該課題解決への貢献を図る指標が必要になると考えますが、今後、設定した課題の定量的評価において、標準的な指標設定を検討しようと考えています。左側が定量的評価の標準化モデルをイメージしたもので、ほかの分野において評価が先行しているPFSや社会的インパクト評価といったものを参考にできるのではないかと考えてございます。また、公共空間の利活用という観点の取組としては、国交省が中心となってスモールコンセッションを推進していません。遊休不動産の効果的な活用を目指し、2025年度に、スモールコンセッション推進会議を設立し、情報交換をするプラットフォームとするとともに、推進に必要な検討を内閣府・国交省が協力して行っていきます。

○茨木企画官 次に、3点目のPPP/PFIの活用領域の拡大について、御説明いたします。

14ページを御覧ください。公共サービスの効率的・持続的な提供やカーボンニュートラル実現などの社会課題への対応に対しまして、民間の力を有効活用していくために、PPP/PFIの活用領域の拡大を図ってまいりたいと考えています。具体的には、左上のとおり、自衛隊施設の再配置・集約化などの整備に当たりPFIやECIなどの最適な民間活用手法を適用する防衛省版PPP、左下のとおり、ハイブリッドダムに加えまして、電力ダムも含めた複数ダムの連携などによる水力発電の増強や上下水道施設の再編等による省エネ化など、水系全体での水を活用したカーボンニュートラルの取組の官民連携での推進、右上にありますとおり、水道・下水道・工業用水道に加えて、集落排水も含めた分野横断型・広域型のウォーターPPPの形成、右下のとおり、多死社会の到来を見据えた火葬場の整備・運営についてのPPP/PFIの活用、このような活用領域の拡大を考えているところでございます。

○松川補佐 15ページ目を御覧ください。最後に、4点目の民間企業が安定的にPFI事業に取り組める環境の整備について、説明申し上げます。

次の16ページに行ってくださいまして、環境整備の1つ目として、令和6年度に行う令和7年度税制改正要望の検討の方向性について、説明申し上げます。現在、いわゆるBOT、Build-Operate-Transfer方式のPFI事業については、事業期間中は民間事業者が所有権を保有しており、固定資産税等がかかってくることから、これらの地方税の課税標準を2分の1に減免するという特例を設けているところです。このBOT税制の期間が令和6年度で切れることから、アンケート調査や過去の要望経緯などを踏まえまして、その延長等について、検討を進めてまいります。

1ページ飛んで、18ページ目を御覧ください。環境整備の2つ目として、物価変動への対応について、御説明いたします。PFI事業における物価変動の影響に関しましては、昨年度から事業者等の意見や要望を伺いまして、令和5年度から、委託調査を含め、実態把握や分析を行ってまいりました。意見や要望を踏まえた論点としましては、大きく分けて、既に締結さされている既存の契約に関するものとこれから締結する新規の契約に関するものの2つに分かれます。

図で説明したほうが分かりやすいものが多いので、次の19ページ目を御覧ください。こちらは、理解促進のためのあくまでもイメージ図になりますけれども、前提として、下の2本の赤いバーで示すとおり、PFI事業は、従来型の公共事業に比べまして、契約締結までの事業の準備期間が長くなる傾向にあります。その上で、番号が前後しますが、上のほう、③について、そもそもPFIの事業契約において物価変動に基づくサービス対価の改定条項をあらかじめ具体的に規定しておいてほしいという意見がございます。次に、中央左の②について、PFI事業の予定価格は、早ければ導入可能性調査時点で、その時点の物価を基に作成されますけれども、最新の市場価格が反映されていないという意見がございまして、入札公告日に近い時点で見直してほしいといった要望がございます。次に、その右の⑤について、PFI事業ではPFI事業契約の締結日以降の物価変動が対価改定の対象となることが通例でございますが、事業契約日までの物価上昇分も対象となるよう、それより前にある入札公告日等を初回の改定の起算日としてほしいという意見がございます。次に、右の表の④について、対価改定に当たって物価変動の度合いを判断するための基準となる物価指数がサービス対価の改定条項に設けられておりますけれども、それに市場価格を的確に反映する物価指数を採用してほしいという意見がございます。表の赤点線枠のとおり、現在内閣府で示している契約ガイドラインでは、策定当時の実際の契約条項において採用されていた物価指数を踏まえて、幾つか、例示しております。しかし、それぞれ令和2年度以降の推移には差があるという状況でございます。また、⑥としまして、物価変動のリスクは全て公共負担として事業者負担をゼロとしてほしいという意見がございます。最後に、今まで申し上げた内容について、既存契約に反映させてほしい、例えば、基準となる物価指数を見直してほしいといった意見がございます。

前の18ページに戻っていただきまして、こういった意見を踏まえて、特に検討や議論が必要な論点が、3点、ございます。まず、④の物価指数については、参考資料4としてガイドライン上の関連記載をまとめておりますけれども、契約ガイドラインには、先ほど申し上げたように、様々な物価指数が例示されているところです。現在、各物価指数の特性について、どういう事業内容との連動性が高いのか、こういった形でそもそもつくられている指数なのかといったことを調査中です。これらを踏まえて、ガイドラインにおいては、物価指数の例示を修正した上で、各物価指数の特性を示すとともに、事業内容に応じて適切な指数を採用すべきといった旨を記載する方向で考えております。次に、⑤の入札公告日等を改定の起算日とすることについては、近年の事業では既に契約締結日ではなく入札日や提案日としている例も多く、それより前の入札公告日、さらにそれ以前としている例もあることが分かっております。一方で、内閣府が示している契約に際しての基本的考え方という平成21年公表の文書においては、契約締結日が適切と書き切ってしまうので、そちらを少なくとも入札提案日も基準時点とできるように修正する方向で考えております。最後に、⑥の物価変動の事業者負担をゼロにすることについては、通常の範囲内の物価変動は事業者のリスクとし、予測不能な物価変動は管理者と事業者の双方

でリスクを分担するといった考え方は、PFI事業のリスク分担の本当に基本的な考え方でございますし、従来型の公共事業でも同じでございます。また、近年の事業において、整備費改定時の事業者負担を0%で全て公共負担としている例は見当たっておりません。そういったことも踏まえまして、あえてこちらについてはガイドライン等の改正は行わない方向で考えております。こういった検討の方向に基づきまして、引き続き特徴的な事例を中心にヒアリング調査を行い、ガイドライン等の改正を検討していきたいと存じます。

最後の20ページを御覧ください。その対応のスケジュールとしましては、まず、参考資料5におつけしておりますけれども、本年1月19日に、当面の対応として、PPP/PFI事業の契約締結後における状況に応じた必要な契約変更などの適切な対応をお願いしますという旨の通知を発出いたしました。今後は、引き続き、先ほど申し上げた全ての論点について検討を進めて、今年6月頃をめぐりに、ガイドライン等の改正を行うことを目指しております。

事務局からの説明は、以上です。よろしく願いいたします。

○山口部会長 御説明をありがとうございました。

それでは、今御説明いただいた議題（1）について、御意見、御質問等がある方は、挙手もしくは挙手ボタンをお願いいたします。なお、議事（2）につきましても、アクションプラン改定の方針に関わる内容ですので、ぜひ委員の皆様から御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

大西委員、お願いいたします。

○大西専門委員 御説明いただき、ありがとうございます。

私はそろそろ退室しないといけないので、すみませんが、先に手を挙げさせていただきます。

事業は着実に案件も増えていっているところだと思うのですが、地方自治体などは、人が足りないとか、お金の問題もあって、そういう面でPPPの可能性を検討するところも増えてきているとは思いますが、一方で、官の人が足りないで民にお願いすればやってくれるという安易な発想でやると、必ずしもそれがうまくいかないというか、期待のギャップがかなり大きくなってしまいます。ともすれば、期待値が相当ずれてしまって、下手をすると紛争になりかねないということも、可能性としてはあり得るわけなのですが、いろいろと事業を内閣府さんも調査されている中で、そういった懸念がないのかという点、その辺りの認識をお伺いできればと思います。

特に、担い手の問題で、民のほうも結構人手不足というところもあるので、その辺の担い手の発掘辺りも必要かどうか、あるいは、その辺りの対策で何かお考えがあるかという点。

まとめていろいろとしゃべって、すみません。それと、スキームのところですが、ある意味、「準SPC」という仕組みを拝見しましたがけれども、そもそもプロジェクトファイナンスでやるというこのSPCで、そもそも何でプロファイでやるのかという辺りの認識につ

いてどうお考えかということをお伺いしたい。つまり、プロジェクトファイナンスは1つのプロジェクトで適切なリスク分担をするための一つの仕掛けだということが私の理解ですけれども、そうすると、いろいろなプロジェクトを関連づけることによって、その辺のリスク分担のひずみが起こり得る可能性がないのか、この辺りの懸念について、そういう懸念はないということであればいいと思うのですが、もし何かお考えがあれば、お聞かせいただければと思います。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

大西委員はすぐ出られますので、今、この点について、御回答があれば、簡潔にお願いいたします。

○茨木企画官 ありがとうございます。

1点目の期待値のずれが生じるということについては、気をつけていかなければいけないと考えております。我々としては、プラットフォーム等を通じて、事前にしっかりと意識合わせをしておく、共通認識をしておく、要求水準をそろえておくといった取組が重要なのではないかと考えておりますので、そこら辺の取組を充実していければと思っております。

2点目の民の担い手に関しても同じようなところかと思っておりますけれども、民が何でもやってくれるという時代ではない、官も民も担い手が全然足りていないという状況ですので、民がしっかりと受けやすいような事業をつくっていく。そういう環境整備をしていく。先ほど申しました物価上昇への対応とかも含めて、担い手の確保も含めて、留意をして事業を進めていきたいと考えております。

○松川補佐 プロジェクトファイナンスをしない場合のリスク分担の点につきましては、おっしゃるとおり、御指摘のような場合もあり得るかと思存しますが、今、現時点でコーポレートファイナンスで②のようなスキームでやられている事業の多くは、建設がメインである、例えば、公営住宅や電線共同溝の設置といったもので、ほとんど建設企業1社で担えるようなものが多いと承知しておりますので、③のスキームも含めて、プロジェクトファイナンスでやらなくて大丈夫なのかといったところを踏まえて検討してまいりたいと考えます。

ありがとうございます。

○大西専門委員 了解しました。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それでは、すみませんが、私はここで失礼いたします。

○山口部会長 お疲れさまでした。

それでは、吉田委員、お願いいたします。

○吉田専門委員 御説明をありがとうございました。吉田でございます。

私からは、まず、資料1の26ページの見方について、5年目件数目標と事業件数10年ターゲットがございますが、これは、同じ事業で5年度末の達成件数ですかね、例えば、

水道などは、ウォーターPPPなど、そういった野心的な取組をしていくことを含めた場合、10年目の数値が変わってきているということになるのか、読み方が分からなかったのを、教えていただければと思います。

資料2について、まず、1点目といたしましては、資料の8ページ、9ページ、先ほど大西委員が指摘したところとかぶるのですけれども、これはさっきリスク分担の話がありましたが、プロジェクトファイナンスにした場合には、金融機関による財務モニタリングが行われて、事業の安定性を確認していくということが、一つ、取組としてあるかと思えます。ここでは、小規模な自治体の事業もしくは小規模な事業を想定するなど、リスクの少ない事業を前提としているのか、ここら辺はなぜ金融機関のモニタリングをなくしても大丈夫と考えるのか教えていただければと思います。

9ページの③、準SPCをつくってコーポレートファイナンスという場合の事業のスキームですけれども、例えば、同種の施設であった場合に、既存のSPCを活用して、同じグループが類似もしくは同種の事業に参加していく、その場合、要するに、新しいSPCをつくらないということですが、そういうパターンも考えられるのかどうか、教えていただければと思います。

次が、18ページ、19ページ、④市場価格を的確に反映する物価指数の採用のところについては、1つ、公共側でどういう物価指数を使うか提示していくということもありますが、選定された事業者が、例えば、運営だったらどのような運営の仕方で提案するか、労働集約的なものなのか、それとも、デジタル化でDXみたいなことを考慮した運営なのか、それによって、適切な指標、指数が変わってくるのではないかと、グループの提案内容にかかるところがあると思います。事業者が提案して、それを事業契約時に協議するというのも考えてもいいのではないかと思います。この点の考え方について教えていただければと思います。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

後ほど、まとめて回答させていただきます。

次に、池田委員、お願いいたします。

○池田専門委員 池田でございます。ありがとうございます。

少し回線がよくないので、ビデオはオフのままで御容赦いただければと思います。

質問というよりは、この場にいらっしゃる方向けの参考という程度のことです。3つほどのブロックに分けますが、大西先生がなぜプロジェクトファイナンスかとおっしゃったことに対して金融機関の立場からのコメント、もう一つ、この手の事業でコーポレートファイナンスではなくなぜプロジェクトファイナンスなのかという別の切り口での話、最後に、冒頭、事務局の方からのお話を伺いながら、資料2の8ページと9ページ辺りを拝見していて、留意点として事務局の皆様にご検討いただければと当初思っていたこと、この3つぐらいで分けてお話しさせていただきます。

1点目の大西先生の点なのですけれども、大きな参考になるのは、プロジェクトファイナンスになる手法は、海外、特に上流の資源開発で30年ほど前に使われ出した当初の意味というのですかね、カントリーリスクの大きい国でやるときには、それを外したい、2つ目は、借入れが大き過ぎて自社のバランスシートに影響が出てしまう、つまり、格付が下がってしまうので、それを遮断したいという企業側の理由、3つ目が、複数の企業、格付と言っているのですが、信用力の異なる企業が参加するケースにおいて、これの調達コストのリバランスを図るためということがあったと思っています。国内の事業においては、例えば、カントリーリスクは関係ないよねということはそのとおりだと思いますし、バランスシートに影響というのは、この事業体、事業を担う方々が、下手な設計をしてしまうと、少し小さな企業様だと、今度は取り上げられなくなっていってしまう、事業参画の門戸を閉じてしまうことになりますので、対象事業の大きさとかの区分、ここら辺にはお目配りをいただくようなテイクアウェイがあるのではないかと考えております。複数の信用力の異なる云々というところは、ちょうど9ページにお示しいただいたようなコンソーシアムのイ・ロ・ハのようなところに関わってくるのかなと感じています。

2つ目、その前提において、そもそもなぜプロジェクトファイナンスで調達なのか、本業であればコーポレートファイナンスでいいではないかということは、私自身、部署名としてプロジェクトファイナンス営業部という部を率いてはおるのですが、当然にしてそのように思っています。最適な調達手法を使えばいい。ただ、1点、参考として申しますのは、この手の事業については、キャピタルインテンシブ、初期投下資本コストが非常に大きくて、恐らくそこから生まれる収益を長年にわたって返済に充てなくてはいけないことが一つの理由なのだろうと思っています。融資で長く借りることができるのであればコーポレートファイナンスでもよろしいかと思うのですけれども、一般的な金融機関のめど値として、コーポレートです、その企業さんの御判断に委ねますという契約での縛りを設けないということであれば、通常、1年、3年、5年、長くとも7年ぐらいでしょうか。どんなに優良な企業・事業体であっても、10年先、20年先にどうなっているのかは分からない。そういう意味では、金融機関の目線としては、1桁ぐらいの期間ぐらいしかお貸し出しできないということが長く習わしになっていると思います。この世界観がなかなか変わらないとすると、皆さん、私もそうですし、住宅ローンはそんなに早くはお返しに出来ないですね。それと同じことで、どうしても、プロジェクトファイナンスという契約に形づくられ、資産担保がされ、リスク分散がされ、かつ、収入が極めて安定的だということを前提に長い融資を調達できる、この仕組みに頼らざるを得ないから、そのような仕組みになっている。私はこのように想定しておりまして。その分野においてこれが適する・適さないということは、個別に御判断いただくことかと思っています。

3つ目、資料の8ページ、9ページぐらいのところですかね。少し文字が多い8ページに参りますけれども、まず、1点目、明確にしたいのは、コーポレートができない・できる、9ページでお示ししているような構図ができる・できないということは、一切ないと

思っています。できるものはできると思っています。あくまで参考という位置づけなのですけれども、8ページで書いていただいていることの中で少し気になることがあるとすれば、この点でキャッシュフローやリスク分担は非常に大きくウエートを置いて書いていただいているのですが、SPCなる、非常に新しい、その事業に特別のエンティティーをつくることの一番大きな意味は、前後にある隠れたる債務を遮断できることだと思っております。リーガルデューデリジェンスというやり方をしておりますけれども、実は余計な債務を負ってしまっていたので想定し得ないことが露呈しましたということのないように、非常にきれいなクリーンなものをつくり上げている。これが、一つの大きな理由だと思っております。次の9ページは、繰り返しですが、どの形態でももちろんあり得ると思うのですが、1～2点、留意があるとすれば、金融機関によってそれをプロジェクトファイナンスと見るのか、ノンリコース不動産ファイナンスと見るのか、レバレッジドパイアウトで見ると見るのか、コーポレートで見ると見るのか、当てようと思えばいろいろな手法を当てられると思います。金融機関から見て、それぞれに与信をコントロールする手法が分かれていくわけですが、企業ですといったときに、例えば、キャッシュフローは黒なのだけれど、創業赤字と呼ばれるような、期初に非常に大きな資本投下コストが出てしまうので、しばらく、バランスシート、プロフィット・アンド・ロス・ステートメント、特にPLで赤字が続いてしまうのです。想像されるのは、建設期間中は収入がないので赤字です。例えば、このようなことを含めて、コーポレートファイナンスで見ると見る方は、実はこのPLが赤だとなかなか難しいです。格付も悪い格付しかつかないので、御融資ができては少額または金利が高いのです。こういうことが起きてしまい、キャッシュフローだけで見ている人間だといけるのだけれども、そのまた逆もしかりということが起きるので、この辺りは、事業の形態によって少しやり方を変えていく、仕組みを類型化していくということが出てくる必要があるのではないかと。最後です。調達する銀行によっては、プロジェクトファイナンスと名前はつけているのだけれども、実質、行内ではコーポレートとみなして作業しています。こういったところもあるので、これは行内の格付なる仕組みに全て依拠していくのですが、この辺りのところを少し整理されていくと、金融機関からも参画しやすい、また、借手の方にとってみれば有利な条件で調達ができる、このようなことが含まれていくのではないかとこの感じがしています。繰り返しですが、世の中には、1件のプロジェクトからだんだん物を増やしていったという形態もありますし、インフラ投資法人のような形で上場化していくものもございます。金融機関から見て、コーポレート成りという表現をよく使うのですが、最初はプロジェクトだったのだけれども、途中で、いわゆるコーポレート格付、コーポレートとみなせるみたいな仕組みに移行していくこともありますので、この辺りはうまく金融機関の仕組みを使っていただくことを念頭に置いていただければと思うところです。

長くなりまして、すみません。以上でございます。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、お2人からいただいた、御意見、御質問等について、事務局から、コメントがあれば、お願いいたします。

○茨木企画官 ありがとうございます。

まず、吉田委員からいただきました1点目、資料1の26ページで、5年件数目標、10年ターゲットで、この目標値が異なっていること、その違いはどういったところにあるのかということですが、まず、5年件数目標につきましては、分野に応じて、狙っていくというか、目指す契約形態、例えば、コンセッションといった細かな違いはアクションプランに書き分けてはいるのですけれども、大枠で言いますと、5年件数目標は主にコンセッションで狙っていこうとしている件数目標でございます。一方、事業件数10年ターゲットは、契約方式のやり方はかなり広げて、多様なPPP/PFI、例えば、水道・下水道・工業用水道でいきますとウォーターPPPのような形で、この契約のやり方については、広げた形で、野心的な大きな件数でターゲットを設定して進めていこうといった違いがございます。

1点目は、以上でございます。

○松川補佐 続いて、財務モニタリングの必要性はなくなっているのか、リスクが少ないものに限られるのかという、8ページ、9ページのところにつきましては、おっしゃるとおり、プロジェクトファイナンスをすることにより金融機関が財務モニタリングを行うという意味でのSPCのメリットも承知しておりまして、実は当初の資料には載せていたところがございます。落としてしまって、申しわけございません。認識はしておりまして、1点、ここについての私の説明が悪かったところがあったかと思えます。補足させていただきますと、プロジェクトファイナンスをもうやらなくていいよ、だから、SPCもつくらなくていいよということを言いたいわけでは決してなくて、池田委員におっしゃっていただいたように、どういった事業にどういうスキームが使えるのかということ、我々が全く不勉強だったこともあるので、これからよく勉強してお示ししていきたいという趣旨でございます。もし財務モニタリングが絶対必要ということであれば、SPCをつくってプロジェクトファイナンスで資金調達するということかと思えます。我々がヒアリングしたところによると、今のPFI事業のプロジェクトファイナンスでの財務モニタリングでは、結局、SPCがペーパーカンパニーであることが多いので、構成企業の財務状況やその事業の実施状況も見に行っているということもあって、コーポレートで貸しているときとそこまで変わらないこともあるのではないかとといった金融機関の方からの意見をいただいたこともございましたので、参考として申し上げておきます。

また、9ページの③のスキームについて、既存のSPCでもこれは使えますかといった御意見かと思ったのですけれども、我々の理解だと、まさにSPCがその事業しかできないという意味で、池田委員がおっしゃったように、前後の債権・債務関係を遮断しているという意味でのSPCであれば、後になって別の事業をやりますよという形で準SPCに進化すること、我々としては、あまり想定していなかったところでした。

続いて、池田委員の御指摘に関しては、いずれも参考にさせていただきたいと思っております。海外のカントリーリスクは置いておいてということでしたけれども、バランスシートを載せたくないという企業側のニーズがあることも承知しておりますので、小さい企業だとプロジェクトファイナンスがいいのではないかとということも1点はあろうかと思っております。一方で、地銀さんですと本当にいわゆるプロジェクトファイナンスができる銀行が片手で数えるぐらいしかないというお話を聞いたこともありまして、地銀からすると、自身がメインバンクを務めている地域企業、地元の企業などですと、コーポレートのほうがむしろ貸しやすいのではないかと。結局、我々も、プロジェクトファイナンスとコーポレートファイナンスのどっちだと地域企業が参画しづらいのか、できないのか、しやすいのかは、まだ分からないというのが正直なところです。

その後の御意見も、すみませんが、今の時点で新たにお答えできるところはないのですが、いずれもとても参考になる場所ですので、引き続き御意見を賜ればと思っております。

18ページの物価の話に行きまして、吉田委員の御指摘、④の物価指数について、指数を提示して説明することよりも、事業者の運営の提案の内容によって、後から協議して、それに即した物価指数を選べるようにすることも考えられるのではないかと御指摘は、おっしゃるとおりだと思います。今の事業でも、後から協議となっている事例がかなり多いとは承知しています。ただ、事業の選定段階で地方公共団体や公共側からどういう指数が考えられるのかを全く示さないままその契約の協議に入ってしまうと、全く想定していなかったような指数が選ばれてしまうこともあると聞いているので、前々からよく相談しつつ、最後に実際に決めていくのは、具体の、選ばれた、落札した事業者との協議によるということがよいのではないかと考えているところです。

以上です。

○山口部会長 よろしいですかね。

今、事務局から御説明いただきましたが、まず、資料1の26ページのところなのですが、これは委員が替わることでまた同じような質問が出てくる可能性があります。5年件数目標のところ「コンセッションもしくはそれに準じたもの」という形で括弧をしていただいて、10年ターゲットのところ「多様なPPP/PFI」と入れていただければ、問題はないかと思っておりますので、そうしていただけたらと思っております。

資料2、8ページ、9ページ、特にファイナンスのところ、いろいろと、御意見、御質問等をいただきましたけれども、これは基本的な方向性の話とは少しずれる話になりますので、こればかりをやっていると時間がありませんので、今、池田委員から貴重な御意見をいただきましたけれども、事務局のほうで、池田委員もそうですし、宮川委員もそうですけれども、金融機関の委員の方々に聞いていただいて、もう少し資料をブラッシュアップしていただいて、またお示しいただけたらと思っております。

18ページと19ページの物価変動のところは事業推進部会でも御意見をいただいたので

すけれども、できれば今後の委員の先生方は方向性そのものに関する御意見を中心にいただけるとありがたいと思います。

それでは、朝日委員、お願いいたします。

○朝日専門委員 ありがとうございます。

3つあるのですけれども、最初に、資料1の御説明で、野心的な目標に対して、順調にといいますか、増えてはいるということで、よかったと思います。

お聞きしたいところが、これは今回に限る話ではなくてあれなのですけれども、11ページや24ページに地域的な案件のお話があるのですけれども、これまでもずっとそうなのですけれども、西高東低といいますか、人口規模や状況からいうと、都市部か非都市部かの差はあっても、東か西かというところにあまり差はないような気はするのですけれども、東側は、どちらかというところ、地域的にいうと、案件が少ないような気がするのです。この辺りは、これまでもずっとそうだと思うのですけれども、アプローチの仕方とかに何かお感じになっているところがあるのかというところをお聞きしたいということが、1点です。

2点目が、資料2、最初に、9ページです。今、お話があったところではあるのですけれども、③準SPCのところは、少し理解が至っていないかもしれないのですが、機能がコーポレートファイナンスなのかプロジェクトファイナンスなのかというところはあるかと思うのですが、近くでお聞きしているところでは、SPCを組むことのコスト、アドミニストレーションコストといいますか、そういった取引費用のようなものが大きいので、ペイしないですとは聞くところなのですけれども、こういった複数事業を担えるというときに、こういう組織にしたときに、規模の経済といいますか、こういう固定費用みたいな部分が削減できるというメリットがあるのか、あるいは、事業間の融通を利かせることによってそのリスクを減らせることができるのかというところですか。一本一本で別々の事業をただ単に持っているということを示しているのか、その事業間で一つの準SPCとして何らかのリスク低減策のようなことが可能なのか、そのような組織体のことなのかというところを教えてくださいたいと思います。もしそういうことができるような仕組みなのであれば、そういったSPCを組むこと自体のコストやリスクのようなものの低減という形につながるものであればいいのではないかと思った次第です。そこは、理解が至らないので。

3点目が、11ページの地域プラットフォームの展開・強化に関して、その地域プラットフォームの中のプレーヤーに関して、地方公共団体と並んで地域金融機関がより直接的にインセンティブがある主体だと思っておりますが、そのプレーヤーごと、特に地域金融機関の役割あるいはそこへの支援や課題について、何かあれば教えてくださいたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○山口部会長 ありがとうございます。

大橋部会長代理、お願いいたします。

○大橋部会長代理 ありがとうございます。

まず、5年件数目標あるいは10年の事業ターゲット、双方とも着実に件数を伸ばしているということで、数の観点からすると、順調に推移しているのかなと思います。また、地域プラットフォームの設置率も8割を超えているということで、この設置件数で見ても順調なのかなと見てとれるわけですが、こうした中で、効果的な運用を議論しなくてはならない背景について、私が勝手に思いを致すところですが、恐らく、この地域プラットフォームは、自治体なり官がとりあえず設置をしなければいかぬということで設置はしてみたものの、実際に具体的な運用が期待しているような運用の形になっていないということなのではないかと推察しています。ここの辺りは、件数のターゲットを設けていても、もう少し民の方々を前に出すような工夫をしてかないと、実際に期待したようなプラットフォームの活動につながらないという感じがしています。ここは、恐らく、今後、地域プラットフォームの具体的な活動の中身まで御覧になられていくのだと思いますけれども、官のほうが一歩下がるような感じの運営の仕方があり得るのかどうかということは、ある意味、運用の観点からすると、重要なのかなと思っています。

そうした考え方の観点でいうと、あまりこの中に大学は出てこないのですけれども、最近、私の周りを見ている範囲でいうと、社会問題を解決するような意識がある学生が相当増えてきているという認識でいます。ソーシャルベンチャーみたいなことを目指す、大学の学部生の頃からそういうことを目指すような学生が本学でも増えていて、そうした学生に対して支援をするようなことを大学で始めているのですけれども、逆に、従来はNPOに行っていた人がそうしたベンチャーを始めるみたいなことが見られているのかなと。彼らは結構地方で活動することもあるという認識でいます。あまりそういうことが今回のPFIの話には出てこないわけですが、目指しているところは結構似ているところがあるような気がしています。いろいろな思いがあって、同じ目標を持って別のアプローチから取り組もうとしている主体がいるので、うまくつないでいくということも、ニーズを掘り起こすという意味で、すごく重要なのかなという感じはいたしました。

それが来年度なりの取り組むべき実質的な課題の中の一つとして位置づけられるかどうかということにもなると思うのですが、このローカルの話の中で、4つぐらい、大きなカテゴリーをいただいていたと思ったのですけれども、例えば、カーボンニュートラルで、水の観点から、水系全体でのカーボンニュートラルという形でいただいているものがあったと思います。ここの辺りは、どちらかというところ、カーボンニュートラルは下水道とかが最後の出口になっているような気はするのですけれども、本来、ダムの話は農地も併せて議論していたところがたしかあったはずで、そういう意味でいうと、ローカルという観点でいうと、農業はそれなりにあると思っています。農業セクターは、多分補助金が相当入っているので、本来はあまりPFIとかを考える主体ではないのですけれども、補助が十分に行き渡っているわけでもなくて、市場の中でどうやって経営していくのか、PFIの中で事例をつくると、いろいろとそうしたものも広がっていくと思うのです。PFIでこれまで使われていないような事例について、いろいろとトライしてみる方がいいのかなと。必

ずしも国交省の管轄である必要はないと思うので、そうした新しい事例をいろいろとつくっていく1年にされてもいいのではないかと。先ほどは農業と言いましたが、そもそも農林水産は結構環境負荷の高いセクターではあるので、そういう意味でカーボンニュートラルという論点の中にも入ってくるのかなという気がしますし、また、事業系でいうと、これは関係するか分からないですが、日本では相当数の中小企業があって、中小企業のカーボンニュートラルをどうするんだということは、これはこれですごく大きな課題であって、事業の中でやってくれということかもしれませんけれども、できないので困っている状況なのだと思います。ある意味、そうしたローカルの観点でのPFIは、もしかするといろいろな広がりがあるのかなという感じは持っています。新しいトライをいろいろとやってみるといいのかなという感じはいたしました。

以上です。ありがとうございます。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、これまでの御意見について、事務局から、御回答がありましたら、お願いいたします。

○茨木企画官 ありがとうございます。

朝日委員からいただきました西高東低の傾向は、我々で、明確に西高東低であるとか、その要因分析とか、そういったところには至っていないのですけれども、我々の目的としては、日本全国津々浦々でPPP/PFIを活用していただいて地域経済・社会が活性化するという目標がありますので、必要などころに必要な支援をしっかりと行って、小規模自治体も含めて日本全国での展開といった姿勢で、これから各種施策を引き続き進めたいと考えているところでございます。

○松川補佐 続いて、同じく朝日委員の9ページの③のスキームに関して、準SPCが複数事業を行うことによって、確かに、おっしゃるとおり、固定費用の削減という意味で、SPC組成や運営コストは下がると聞いております。一方で、事業間の融通については、我々が聞いている事例では、会計上の分別管理をしていて、ドイツのシュタットベルケのような損益通算や事業間の融通は行わないことになっているとは聞いております。ただ、債権・債務関係上のノンリコース化はされていないので、金融機関と準SPCの関係では、仮に事業Aが駄目になってしまったときは事業Bにも支払義務が及ぶのではないかと聞いた話を聞いているところです。

以上です。

○鈴木企画官 朝日委員から、地域プラットフォームの構成員として、金融機関の役割について、御質問がございました。いろいろな役割はあると思うのですけれども、我々が幾つか考えていますものは、一つは、地域プラットフォームを使って官民対話をするに際して、官から情報を出していただくところで、支店等があり、金融機関目線で自治体に近いところもありますので、自治体と対話をしてPPP/PFIになり得る案件を出していただく役割もあります。あるいは、金融機関ならではの専門的な知識、ファイナンスの知識をプラ

ットフォームの中で情報提供していただくといった役割があるかと思っています。今後は、先ほども説明させていただきましたけれども、地域プラットフォームの形成だけではなくて、形成して運営する段階についても支援をしていきたいということも考えていますので、そういうところでほかの地域プラットフォームの金融機関でどういうことをやっているかというところも調べて情報提供ができるといいと考えています。

大橋委員から、地域プラットフォームの運用面について、コメントといたしますか、御質問がありました。地域プラットフォームの目的として、運用面でうまくいっているのかという御質問がありましたが、こちらと同じような回答になるかと思いますが、官民対話をして案件をつくっていくというところが一つの大きな目的かと思いますが、まずは、官から、情報発信といたしますか、案件といたしますか、情報をしっかりと出していただいて、それに対して民間事業者が提案しやすいような環境ができているところとできていないところがあると思いますので、その辺もうまくいいところを普及展開できるように、していきたいと考えています。

大学は非常に大事な視点でございまして、官民対話をやる中で、ワークショップみたいなことをやることもありますので、そういったところに関心のある大学の先生、あるいは、その先生の門下生といたしますか、学生に来ていただいて、議論することも一つの手だと思いますので、そういった取組もこれから進めていければいいと考えています。

○茨木企画官 また、農業セクターも含めて、新しい事例をつくっていくという御意見を頂戴しました。今回でいいますと、例えば、農業セクターに関係しますと、資料2、14ページの右上のほう、これは農業集落排水がメインになってくるかと思いますが、ウォーターPPPの中の集落排水といった農業関係の施設や、現行のアクションプランにも農業水利施設の管理・運営に官民連携を使っていくといったことも含まれておりまして、我々も、毎年というか、アクションプラン改定の機会を捉えて、いろいろな分野でPPPを扱っていただける新しい分野を開拓しているところとございます。いただいた御意見も踏まえまして、農業セクター等も含めて、地域・ローカルの観点も含めて、PPP/PFIを使っていただける分野を常にアンテナを高くして探していきたいと考えてございます。

ありがとうございます。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員から、お願いいたします。

○高橋専門委員 高橋でございます。

資料2でいただいた今年度の方向性に関しては、いずれも重要なポイントを捕まえていらっしゃると感じております。

その中で、この1点目のところなのですが、まさに資料に書かれたとおり、3ページの社会環境を踏まえると、分野横断・複数施設・広域化が非常に重要だというところは、非常に私も賛同するところとございます。こういう案件の事例とこれからのものをつくっていくというところにぜひ注力していただきたいと思います。

その中で、1点、現状の資料あるいは過去の事例を見ると、恐らく、広域化にしる、分野横断にしる、施設複数にしる、官側でまずは範囲を決めてから、関係部署あるいは関係市町村も含めて「それでやれるよね」とみんなが合意できて初めて発注が出るとなると、非常に時間がかかったり、そこで頓挫してしまうということが起こったりします。もう少しこの広域化や分野横断型を促進しようと考えたときに、例えば、一例ですけれども、7ページの垂直連携型みたいなものは面白いと思うわけです。県と民間企業で組んだら、A市とB市ではなくて、後からC市も取り込んでいくことで広げていくとか、もしくは、A市もB市もないのだけれども、県と民間企業で組んで、AやBを入れていくみたいな、そういう順序があり得ないだろうか。民間企業のほうが、もしかしたら営業はうまいかもしれないのです。こういう提案ができますよという切り口、あるいは、もしかしたら1個のPFIをするのだけれども、隣の施設では、違う分野も、うちとここが一緒だったらいいのではないですかと言って、PFIの事業を1個広げてしまおうとか、複数のPFI事業をまとめてしまおうという提案をしてみるとか、形をつくって初めて発注を出すということが全てのやり方ではないだろうと考えれば、多分あまり事例はないと思いますが、そういうやり方ができるようになってもいいのではないのかと思うのです。そう考えたときに、恐らく問題になってきてしまうのは公共調達規制で、新しい人を入れるときにはもう一回全員に向かって入札をしなさいと言われてしまうと、例えば、民間企業とA県で組んでいるけれども、C市を入れるときにはC市が独自で発注して入札にかけてしまうとなると、結局、ほかの人が取ってしまっただけで全然広域化ができないみたいなことが起こるとい意味で、もっと広域的・分野横断的なソリューションを提供する人がそれを取っていけるという仕組みが公共調達との間で矛盾なくやれるということがないと、これはできないと思うのです。これはなかなかチャレンジングな課題ではあるのですけれども、答えをいきなり出すというところまではいかないかもしれませんが、課題意識としてぜひ持っていていただく必要があるだろうと考えています。公共調達がネックになってしまって、提案しづらい、やれない、広がらない、民主導の広域化と言ってもいいかもしれませんが、広域化できないというところがあるので、それも課題意識としてすごく大きなものだと、ほかの案件をやっていると感じます。そういうところを御認識いただきたいということが1点。

もう一つ、SPCの話ですけれども、いろいろな委員の先生の御指摘のとおりで、本当にこれは何をしたいかによる。何を指すかによって論点の重みが変わっていくので、このスキームはこれが答えという書き方をしないほうがいいと思います。逆に、それはガイドラインとしては使いにくいかもしれませんが、一対一対応で示してしまうと、みんな、それしかなくなってしまうので、それは多分案件ごとに違う話ですので、いろいろなパターンが考えられるよねというところはあっていいと思っているのですけれども、その打ち出し方はぜひ考えていただきたい。例えば、9ページの②などは、これをやったら、僕が公共側のアドバイザーだったら、企業イ・ロ・ハは事業全体として連帯責任を

負えと言ってしまうと、むしろ地元企業は出てこられなくなってしまふ。全体の責任を負わなければいけなくなってしまふからとなるので、事業の選び方、組み方、狙いによって、メリットになったりデメリットになったりするるので、その辺の打ち出し方は結構注意が必要です。割と難しいことにチャレンジされるのかなと思ったので、ぜひ頑張ってくださいということです。

以上でございます。

○山口部会長 ありがとうございます。

挙手していただいた方は、以上となります。

私からも少し意見を言わせていただきたいと思いますのですけれども、基本的に、資料2で御提示いただいた方向性の基本的な枠組みについては、よろしいのではないかと思いますのですけれども、足元で、特にハード面に関して、資源価格の高騰あるいは働き方改革に伴う残業規制による供給制約はどんどん厳しくなっている状況で、私が携わっている案件などでも、価格で折り合わない、あるいは、そもそも供給力がないので参画できないというケースが出てきています。そういったことから、しばらく新規整備を伴う事業はなかなか伸び悩むのではないかと考えています。

契約金額という形で規模を重視しますと、どうしても新規整備が優先しているのではないかというメッセージが伝えられるような嫌いもあるかなと思うのですがすけれども、民間でも、最近は供給制約が厳しくなる中で、設備投資計画を先送りする動きが顕在化している状況で、短期的に新規設備・新規整備ばかりを優先するのは少し問題があるのではないかと考えています。受け手の事業者側からすれば、安定して仕事があることが重要であって、要は、一気にその新規整備を進めても、供給力がないと、あるいは、残業で働かないといけないということになると、その後仕事が無ければ、結局は離れていく。過重労働の時点で負担が重くなって、仕事が無くなればということで人がいなくなってしまうところがありますので、働く、供給側の人材を確保するという観点からも、平準化は非常に重要なのではないかと考えています。可能であれば、新規開発型だけでなく、既存のストックを有効活用するPPP/PFIを推進するという方向性を一つの方向性として打ち出していくことは有効なのではないかと考えています。

その観点から、もう1点、小規模自治体がいわゆる優先的検討規程を定めていない一つの理由としては、規模が小さくてそもそも施設整備の余力がない、あるいは、予定がないといったところで、自分たちは施設整備をしないからPPP/PFIとは関係ないのではないかと感じている部分もあるのかもしれないのですがすけれども、既存ストックの有効活用をするPFIというものをPPP/PFIで進めていくということが非常に重要なのではないかと考えています。

こういったことから、御提示いただいたスモールコンセッション推進会議は非常にいい方向性だと思っています。ただ、コンセッションといった場合には、混合型であれ、基本的には利用者からの収入をある程度は確保することが前提となります。そういったことか

ら、最初に大西委員も少しそういう指摘をされていたところはあると思うのですけれども、民間に丸投げすればいいという誤ったメッセージになったらまずいのではないかと。おとし、私からコンセッション事業推進セミナーでも少しお話ししたのですけれども、発注者側が、いわゆる楽観主義バイアスに基づいて、過度に楽観的な需要想定を行って、結局、経営ノウハウに乏しい事業者が安易に参入して事業が破綻するというケースが頻発してしまうと、せっかくスモールコンセッションを進めても、それが結局は悪いメッセージになってしまいかねないということになります。そのスモールコンセッション推進会議の運営の在り方を慎重にさせていただいて、公共性と収益性のバランスを確保して、安定的な事業運営に資するような事業の案件形成につながるようにしていただきたいと思います。

資料2、最初の分野横断型・複数施設型・広域型は、非常に重要な視点なのですけれども、先ほど申し上げましたように、新規の施設整備を伴うということになりますと、短期的には、供給余力の問題がありますので、どちらかといえば、こちらについては、長期計画という観点からじっくりと検討していただいて、時間をかけて丁寧に検討していただいて、枠組みを決めていただいて、いつでも事業ができるように、そういった準備を公共の自治体側にはしていただきたいと考えております。

私からは、以上になります。

そういうことで、高橋委員と私からの意見と質問等について、何かございましたら、事務局から、御回答いただけますでしょうか。

○茨木企画官 ありがとうございます。

高橋委員からいただきました分野横断型・広域型については、枠組みをきちんと決めるというところは非常に時間がかかって難しいところであるという課題認識で、全く同じでございます。課題は、今、足元にありますので、スピード感、いかにフレキシブルにやっけていけるか、それを公共調達とそごなく進めるという、非常に難しいところだと思います。実際にそれをどう工夫していくか、自治体でも動きがあって、例えば、ここに書いてある秋田県は、受皿組織を県がつくって県が全市町村をまとめていくみたいな、そういった柔軟な工夫もできていますので、そういったところを参考にしながら、横展開ができるところを探していきたいと思っております。

○松川補佐 同じく高橋委員のSPCに関する検討を慎重にという御意見について、ありがとうございます。一対一対応をしているかのような誤解を生まないような書き方を考えていきたいと思っております。

○茨木企画官 山口部会長からいただきました既存ストックの活用をしていくということにつきましては、コンセッションのそもそもの意義でそういった部分もあると認識しておりますし、スモールコンセッションやローカルPFIでは最も重要な観点だと認識しておりますので、このスモールコンセッションの会議につきましては、国土交通省が運営しておりますが、我々も、今いただいた御意見を踏まえて、そういったことで進めていただけるように連携してまいりたいと思っております。

○山口部会長 ありがとうございます。

中村委員、何かコメントがありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中村専門委員 ありがとうございます。

資料2に記載されている各種の方向性については、社会環境、経済環境、国が向き合うアジェンダの変化に伴って、PPPやPFIの形も変化していくと思いますので、その点はおおむねよいのではないかと考えています。

その中で、保険の役割については、まさにリスク評価とそのコスト化と言えらると思います。、これによって、公共側にとってはVFM等の評価の一助になりますし、民間側にとっては事業採算性確保の判断材料になると思います。、もちろん全てのリスクを保険に転嫁できるわけではありませんが、リスクマネジメントの観点からも、経済的かつ合理的に転嫁できるリスクについては保険を活用するということが考えられると思いますので、そのような点からもPPP/PFIを下支えする機能として、我々保険会社として、引き続き、その役割を發揮していきたいと思っています。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

事務局から、特にコメントはよろしいですかね。

そうしますと、一通り、今日御出席の委員の方々から、全員、御意見、御質問をいただきましたが、この場で何か言っておきたいということがもしあれば伺いたいと思いますけれども、よろしいですかね。

それでは、議題（1）、議題（2）の質疑は、ここまでにさせていただければと思います。

その他に御意見や御質問のある方は、事務局にメール等で御連絡いただければと思います。

それでは、本日の議事は以上といたします。

本日は、積極的に御議論いただき、誠にありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

○大塚参事官 山口部会長、円滑な議事進行をいただき、誠にありがとうございました。

委員・専門委員の皆様におかれましては、熱心な御議論、参考になる御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日の議論を踏まえまして、アクションプランの令和6年改訂版の検討をさらに進めてまいりたいと思っております。委員・専門委員の皆様方の御意見を参考にさせていただくために、またお伺いすることもあろうかと思っておりますけれども、その際はよろしくお願ひしたいと思います。

今後のこの計画部会のスケジュールとしましては、5月のゴールデンウィーク明け頃に、この改訂版の案について御審議いただきたいと思いますと考えてございます。後日、この計画部会の次の会議の日程調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、以上で閉会とさせていただきます。
誠にありがとうございました。